

Social Business for Disability Employment Support in Australia :

Case Study of Good Sammy

Yuichi Takatsuka

Japan-Australia Society of Saitama

Abstract

This research paper introduces one of the great examples of Social Business (SB), called “Good Samaritan Industries (GSI)” supporting employment opportunities for people with disabilities for over 50 years in Western Australia (WA). Their story of its humble beginnings is a remarkable example of SB supporting and creating job opportunities for people with disabilities.

“ . . . the Reverend Ralph Sutton, . . . was approached by Bernice Moorhouse . . . with a hearing impairment who wanted to find meaningful employment. . . . Reverend Sutton . . . asked members of his parish to donate items of clothing, which were sorted, laundered and mended by Bernice in a small room at the rear of Wesley Mission, and then sold at a small price.” (from the GSI website)

The GSI helped about 5000 people with disabilities to find “meaningful employment” and keep supporting people with disabilities in WA to receive a wider range of employment and training opportunities.

This particular successful social business enterprise has been a result of a rich socio-cultural environment in Australia. Indeed, the disability employment service policies in Australia, such as the centralization of measures at the Disability Employment Service, seems well advanced, at least compared with those of Japan. The Australian Bureau of Statistics also indicates that the number of people with disabilities included in society is greater than in Japan. Furthermore, in many advanced economic nations SB is currently expected to be a creator of employment opportunities for people with disabilities, and the Australian government has invested greatly in various funds for SB development (\$20 million in grant funding for the Social Enterprise Development and Investment Fund is one example).

Introducing a successful example of the GSI, as well as the above mentioned aspects that influenced people with disabilities in Australia, can be a beneficial case study for anyone seeking a way to advance the situation surrounding people with disabilities, especially employment opportunity issues.

オーストラリアにおける 障害者雇用支援コミュニティビジネスについて

——グッドサミーをケーススタディとして——

高塚 雄 一

さいたま日豪協会

1. はじめに

「1958年のある日、聴覚障害を持つ若い女性バーニス・モアハウスは、西オーストラリア州（以下『西豪州』）で布教活動に尽力する若きサトン牧師を訪ねた。「真の雇用（meaningful employment）」を求める彼女の訴えは、サトン牧師の琴線に触れ、牧師は教区内の仲間に衣類の提供を呼びかけ、サトン牧師は教会の一角をモアハウスに与え、そこで衣類を修繕・洗濯したモアハウスは、それらを廉価で販売した。これこそがグッド・サマリタン・インダストリーズ（以下「GSI」）の誕生の瞬間である。」（筆者により和文要約）

上記は GSI ホームページにて綴られる、「グッドサミー（GSI 運営のリサイクル品店の名称）」誕生に関する記述であるが、筆者はこの実話の中に、障害者雇用支援コミュニティビジネスの原点を見る。つまり、

「障害者」＝聴覚障害を持つ若い女性モアハウス

「雇用支援」＝サトン牧師ら教会関係者による衣類回収、場所提供

「コミュニティ」＝教区内（近隣地域）

「ビジネス」＝古着類を修繕・洗濯し、廉価で販売

ということである。まさにグッドサミーこそオーストラリア（以下『豪州』）における『障害者雇用支援コミュニティビジネス』の先駆的事例の一つではないかと筆者は考える。

本稿では、始めに豪州連邦政府による障害者雇用政策を紹介し、次に豪州統計局調査等より障害者雇用状況を分析し、更に、近年、障害者を含む社会的弱者の雇用拡大の意味において脚光を浴びている「ソーシャルビジネス（以下「SB」）／コミュニティビジネス（以下「CB」）」の豪州事情について論じ、最後に障害者雇用支援 SB/CB の参考事例としてグッドサミーを紹介したい。



図1 Good Samaritan Industries ホームページ
(出典：http://www.goodsamaritan.com.au/)

2. 豪州連邦政府による、障害者雇用の取り組み

最初に豪州の障害者雇用支援政策について論じたい。豪州では1992年に障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act 1992）が制定され、雇用や教育の機会均等が謳われている。雇用については、被雇用者が業務遂行上の必要条件を満たしているにもかかわらず、障害を理由とした採用、昇進、解雇等での差別行為を禁止している。なお、障害者を雇用する上で、職場環境の調整が極度の負担となる場合は、その調整をおこなう必要（義務）はないとされている。障害者差別禁止の法律としては先進国の中でも豪州は早い時期に制定している。

もともと障害者雇用は、保護的雇用として慈善団体が取り組んできた課題であった。60年代から80年代にかけて、障害者支援に関する各種法案が立法化され、障害者に対して従来の病院や障害者施設といった限られた環境を中心とした生活（施設ケア）から、各種支援を受けつつも一般社会で暮らす生活（在宅地域ケア）へと変容していった。障害者雇用においては、施設内での単純労働から一般に言う仕事、つまり前述の GSI 誕生の秘話で登場するモアハウス女史が訴えた「真の雇用（meaningful employment）」を目指すようになった。障害者差別禁止法が立法化された事により、障害者に対する雇用差別は禁止され、経済情勢や時の政権に影響を受けつつも、障害者の職業訓練や雇用機会に対する政府支援はますます

整いつつある。

豪州連邦政府は2010年3月1日より、障害者の職業訓練や雇用支援、そして雇用主に対する助成等を「障害者雇用サービス（Disability Employment Service, 以下「DES」）」に一元化し、3年間で17億ドルを投じるという¹⁾。DESでは「一時的に身体等が機能しない者向けサービス（Disability Management Service）」と障害者向け雇用支援サービス（Employment Support Service）の2つの事業を柱としている。なお、本稿においては後者に焦点を絞りたい。

DESの一例として、「雇用進路プラン（Employment Pathway Plan）」では、障害者が仕事を継続できるよう、雇用後少なくとも26週間にわたるサポートを約束している。サポート内容としては、新たな技能・資格の取得、実地訓練の機会、雇用主との問題解決などが含まれる。また、雇用主に対しても、障害者に合った業務の提言、障害者雇用に関連する講習会などを提供している。そして財政支援では、職場リフォーム、補助器具導入、精神障害者によるパニック症状への対応訓練、聴覚障害への理解を深める講習会、手話通訳利用、障害者給与の一部負担など、各種助成金を用意している。また、既存の雇用支援ではあるが、連邦政府が運営する求人サイト「オーストラリアン・ジョブサーチ（Australian Jobsearch）」では、求人検索にて「Disability Friendly（障害者にも適応）」といった項目を選ぶ事により、障害者を含めた（限定ではない）求人募集を検索できる。

DESでは、障害者雇用の受け入れ側（つまり雇用主）に対しても各種支援を用意している。「賃金助成制度（The Wage Subsidy Scheme）」では、雇用主に対して最低週8時間以上の労働、および13週間以上の雇用を条件としているが、障害者雇用の奨励金として最高1500ドル、更に障害者雇用に要する諸費助成として、最高400ドルを賃金（週の給与）の補助として支給される。また、2年間かつ一部地域のみ施行ではあるものの、2010年10月より、「障害者給付金補助による雇用推進事業（Disability Support Pension Employment Incentive Pilot）」を導入した。これは障害者給付金（Disability Support Pension）の受給者1000人の雇用を目標としている²⁾。受給者を週8時間以上かつ26週間以上にわたり新規雇用した事業主に対し、最高3000ドルを給与の補助金として支給する。この事業は障害者雇用の増進、および障害者の社会参画の促進を目的としている。更に雇用主に対しDESより最高1500ドルが障害を持つ従業員の給与補助として給付される。

更に障害者、雇用主に加え、障害者雇用斡旋業者に対しても助成金が用意され、現労働党政権による「豪州の次世代労働者応援パッケージ（Building Australia's Future Workforce Package）」と称する労働政策「障害者雇用斡旋業者（Disability Employment Broker）」事業では、

1) 2011年における1豪ドル平均（中値）=82.46円（三菱UFJリサーチ&コンサルティング、前年の年末・年間平均 2011より）。

2) 病気や怪我により2年以上労働できない者も含む。

2011-12年度予算にて100万ドルが組まれ、向こう数年において雇用の需要が見込まれる産業界向け斡旋業者や地方の中小企業向け斡旋業者に対し、2012-13年度に最大10件もの助成金を支出する。雇用者・被雇用者だけでなく、仲介業者に対しても財政的補助をおこなう背景には、やはり障害者と業界団体との間を取り持つ中間支援組織の役割を豪州政府が評価している為であると考えられる。募集要項では、地域や業界と関係を築き、雇用主と共に取り組む姿勢が問われており、評価対象は単に障害者雇用実績ではなく、真の意味においてSB/CBである事が求められている。

次項では統計局の調査等を踏まえ、豪州における障害者の現状について論じたい。

3. 豪州統計局より障害者雇用状況について

一般に労働は経済的自立や社会参画の機会を与えると考えられる。老若男女、障害の有無を問わず、自分が社会の一員であると実感できる事で喜びを感じ、逆に世間の役に立っていないのではないかとの思いは、人を病ませ、時には失意のもとに自傷する者さえ出てくる。豪州統計局（Australian Bureau of Statistics）によれば、自分の人生に満足している（「どちらかと言えば（at least satisfied）」も含め）とする満足度は、就業者81%に対し、失業者58%だという。また、所得の高さにも満足度は比例しているようだ³⁾。

障害者において、仮に財政的支援が潤沢に受けられるとしても、例え一部で他者の手を借りなければならぬにせよ、単なる保護の対象ではなく、労働を通じてある程度の独立を果たせる事は切なる願いであり、国連憲章においても障害者の労働する権利として、「健常者と同様、自分の意思で選んだ職業で生活を営み、職場は障害者にとって障害の無い環境であるべき」と謳われている。

豪州統計局の2009年障害者統計によれば、豪州の全労働人口（15歳から64歳）は1471万人であり、そのうち障害者は217万人であった。更に、労働する上で何かしらの制限のある障害者は182万人にのぼる⁴⁾。

では、実際に豪州における障害者雇用の現状はどうだろうか。豪州統計局によれば、国連の2009年の目標値と比較し、依然、障害者雇用は目標値を下回っているが、1993年から2009年までの16年間の統計では、障害の重度を問わず全般的に改善傾向にあるという⁵⁾。労働人口においては、健常者の就労率83%に対し、障害者の就業率は障害の重度により依存する面があるものの、障害者においては54%であった。更に、女性の障害者に限っては49%であり、男性の障害者が60%である事、さらに健常者女性の場合が77%である事に比べ、

3) 4159.0 - General Social Survey : Summary Results, Australia, 2010.

4) 44460 DO 005_2009 Disability, Australia, 2009.

5) 4446.0 - Disability, Australia, 2009.

著しく下回っている。雇用傾向では、障害者のパートタイム雇用⁶⁾が38%に対し、健常者では31%であり、パートタイム雇用の障害者性別比較では、女性が56%に対し、男性は22%であった⁷⁾。つまり障害者雇用状況を見る限り、特に障害を持つ女性のフルタイム就業率は低く、結果的に経済的自立が難しい状況にあると考えられる。

また、2010年発表の障害者国家戦略2010-2020 (National Disability Strategy 2010-2020)によれば、障害者世帯の33%は、年収2万5000ドル未満(週当たり480ドル程度)の低所得世帯だと言う⁸⁾。

豪州統計局によれば、15歳から64歳(つまり労働人口)における中間的な週あたりの個人所得⁹⁾は、健常者が週671ドルに対し、障害者では週344ドルであり、更に世帯内にて最も障害者の世話をしている者(primary carer)の所得は週390ドルだと言う¹⁰⁾。ここで憂慮すべきは、障害者本人だけでなく、障害者を世話する家族の一員においても、就労が困難な状況にあると推測されることであり、このような状況下では障害者が世帯の負担と成りかねない。障害者の雇用支援は、単に障害者自身の為だけでなく、障害者を支える人々への支援としても、非常に重要な政策であろう。

なお、豪州統計局が2012年に発表した社会動向調査によれば、障害者の職業内訳を見ると、19%が専門家として(professionals)、そして事務職(clerical and administrative workers)が15%、技能職(technicians and trade workers)が15%であり、健常者の職業内訳とそれ程違いは見られなかった。しかしながら、障害により、例えば、知的障害者の場合34%が清掃員等の単純労働(labourers)に従事するなど、異なる傾向が見られた。また、健常者に比べて障害者の場合は、事業主、自宅労働の割合が高く、健常者ではそれぞれ10%、6%であるのに対し、障害者では13%、6%であった¹¹⁾。

前項で論じた豪州政府の障害者雇用の取り組みは、本項でも論じた障害者雇用の現状を踏まえ、障害者雇用の裾野を広げる事を強く意識した政策であると考えられる。そして、障害による制約を考慮し、生活環境に身近な就労環境を整備する事が求められているが、次項にて論ずる、地域社会的な課題の解決を目的とする「SB/CB」こそ、障害者雇用の裾野を広げる具体的ビジネスモデルとして、期待できるのではないだろうか。

6) オーストラリアにおける「パートタイム」は、労働時間数の少ない正社員を意味し、待遇面ではフルタイムと同様だが、労働時間に応じて有給休暇数等が異なる。なお、日本における「アルバイト」をオーストラリアでは「カジュアル」と呼称する。

7) 4446.0-Disability, Australia, 2009.

8) 所得には給与や利息など課税対象の収入だけでなく各種給付金を含む、また核世帯の人数に関しては特段限定していない。

9) the median gross personal income per week, 平均週所得額ではなく、所得額順位の中心に位置する労働者の週給額。

10) 44300 DO 001_2009 Disability, Ageing and Carers, Australia: Summary of Findings, 2009, Table 11.

11) 4102.0-Australian Social Trends, March Quarter 2012.

4. 豪州ソーシャルビジネス事情

近年、豪州では、「ソーシャルビジネス (Social Business)」あるいは「ソーシャルエンタープライズ (Social Enterprise)」と呼ばれる、利益より社会性を優先したビジネスモデルが増えている。他方、日本においては「コミュニティビジネス」という言葉の方が一般に浸透しているように思われる。コミュニティビジネスの定義では「地域限定」として、SB と区別される事もあるが、経済産業省では「地域社会においては、環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまで、多種多様な社会課題が顕在化しつつあり、... このような地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むのが、ソーシャルビジネス (SB) / コミュニティビジネス (CB)」と説明している通り、「SB ≡ CB」(大よそ等しい)、且つ「SB ≧ CB」(含む) と捉えたい。

さて、豪州 SB 情報ポータルであるソーシャルトレーダーズおよびクィーンズランド工科大学の共同研究『Finding Australia's Social Enterprise Sector: Final Report』(2010)によると、豪州国内の SB 事業者数は最大 2 万事業体に上るといふ。同時期における日本の事業者数が 8000 程度 (中村陽一, 2012) である事と比べると、豪州における SB 環境は、少なくとも日本に比べ整えられているのではないかと推測される。

実際、豪州政府による SB への支援政策は次々と施行されており、2010 年に連邦政府は、2000 万ドルの予算を当てたソーシャルエンタープライズ発展投資基金 (The Social Enterprise Development and Investment Fund (SEDIF)) を開設した。これはソーシャルビジネス向け金融業者への支援策であり、間接的な SB 事業者への財政支援である。2011 年には Foresters Community Finance 社に 600 万ドル、および Social Enterprise Finance Australia 社に 1000 万ドルがそれぞれ当てられた。そして、プロフェッショナル・パートナーシップ・プロジェクト (Professional Partnership Project) と称し、大手コンサルティング 4 社 (Deloitte, Ernst and Young, KPMG および Pricewaterhouse Coopers) の 100 万ドル相当のコンサルティング・サービスを社会的企業最大 30 社に対し助成する運営管理支援事業が実施された。

更に、イノベーション基金 (Innovation Fund) では、障害者を含む労働市場にて不利な条件を持つ人々への雇用支援など、連邦政府が掲げた社会的包摂施策 (Social Inclusion Agenda) に貢献した事業者に対する基金であり、2009 年から 2012 年で 4100 万ドルが助成され、障害者を含む社会的弱者への支援を目的とする計 82 事業が基金を受けている。最後に仕事基金 (Jobs Fund) では、地域社会の構築に関わる雇用や職業訓練に対する基金であり、2009 年 4 月に立ち上げられた。この基金は主に 2 つの事業「地域の仕事 (Local Jobs)」と「コミュニティの人々の労働 (Get Communities Working)」を柱とし、特に後者は地域住

民の絆をより深めることや、障害者を含む社会的弱者の雇用機会の創造等を目指している。この基金では1度限り200万円の助成金を地域社会貢献型事業に当てており、225事業に対し総計1億7800万ドルが予算化された。多くの事業は2011年6月末（2010年度）に終了しており、この基金を通じて9500件の求人、2400件の見習い制度、5000件の職場訓練の機会が創造され、本事業は障害者を含む多くの社会的弱者の社会参画に寄与している。

財政的支援以外にも、連邦政府の家庭住居地域サービスおよび先住民省（Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs）では、障害者雇用支援 SB 検索サイト「オーストラリアン・ディスアビリティ・エンタープライズ（ADE）」を設け、障害者雇用に取り組む全豪600を超える民間事業者のポータルサイトとして、障害者を雇用する事業者の広報活動に一定の役割を果たしている。ADE登録事業者による障害者雇用数は2万人を超え、業種としても梱包・包装サービス、印刷業、クリーニング、衣類修繕、郵便物・書類の仕分け、飲食店、小売店など多岐にわたり登録されている。

障害者雇用の裾野を広げる上でも、SBやCBが注目されており、オーストラリアに限らず、日本においても同様の向いは見られる。参考までに、経済産業省では「SB/CBの推進によって、行政コストが削減されるだけでなく、地域における新たな起業や雇用の創出等を通じた地域活性化につなげることを目的」と明言しており（同省地域経済産業グループ立地環境整備課）、「平成24年度末までに、平成20年度比約10倍の雇用規模（約3.2万人→約30万人）、市場規模（約2,400億円→約2.2兆円）」を目標としている（中村陽一、2012）。



図2 Australian Disability Enterprises ホームページ
 (出典：http://www.australiandisabilityenterprises.com.au/)

次項では障害者雇用支援コミュニティビジネスの具体的事例として『グッドサミー』を紹介したい。

5. ケーススタディ：グッドサミー

グッド・サマリタン・インダストリーズ（以下「GSI」）では、西豪州で暮らす障害者に対し、多岐にわたる雇用と職業訓練の機会を設けており、これまでに述べ5000名程の障害者が真の雇用を実現させた。

GSIでは、2012年4月現在、西豪州（主に州都パース都市部）にて小売店「グッドサミー」25店舗および、オンラインショップ1店（Shop 25.com.au）を有する。各店舗における販売価格は一部を除き一律化され、例えば男性スーツ上着は10ドル、男性Yシャツ5ドルであり、一流ブランドであれ、量販店の衣類であれ、販売価格が一律化されているため、バーゲンハンターと呼ばれる「掘り出し物」目当ての常連客も少なくない。興味深いことに、買物客のおよそ3割がファッションに敏感な30歳未満の若者であった。

2010-11年度の年次報告書によれば、GSIが雇用する全従業員（468名）のうち、257名もの障害者がグッドサミー小売店または工場で雇用されている。また、各店舗では60名ものボランティアスタッフが障害を持つ従業員をサポートしている。更に、系列の障害者向け職業斡旋会社「オプションズ・エンプロイメント（Options Employment）社」の雇用支援サービスでは、これまで712名の障害者をサポートし、2012年3月時点で242名がグッドサミーに雇用され、185名が同社斡旋によりGSI外にて雇用を得ている。

販売される商品は寄付によって賄われ、直接各店舗へ衣類等を持ち込む、郊外のショッピングセンター駐車場の一角に見られる「Donation Bin 寄付品回収箱」に投函する等の他、大型家具に関しては自宅訪問もおこなわれている。また、自治体や各種事業者（ショッピングセンター等）の協力により設置している670の寄付箱および直接店舗への寄付など、毎年およそ3500トンものリサイクル品の寄付が地域住民より寄せられ（1割は母体であるユナイテッド・チャーチより）、来店者数は延べ100万人以上、380万点の商品を販売し、GSIの総収入1700万ドルの内、グッドサミー店舗での売り上げが全体の60%を占めている（その他売り上げ7%、政府補助金29%）。なお、政府補助金の内訳は、教育雇用労使関係省（Department of Education, Employment and Workplace Relations）より約300万ドルがオプションズ社へ助成され、家庭住居地域サービスおよび先住民省（Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs）より約200万ドルがグッドサミーへ助成された。参考までに、豪州統計局2006年-07年NPO組織の調査によると、障害者、高齢者、幼児学童等を対象とするソーシャルサービス分野のNPO組織における収入内訳平均は、政府からの助成金が54.6%、各種サービスからの収入が22.3%、物販が10%であることより、他の非営



図3 リサイクル・ビン（筆者撮影）

利組織に比べ、グッドサミーの補助金依存度が低い事が窺える。なお、支出では他の事業者と同様、グッドサミーにおいても6割強の支出を人件費が占めている。

グッドサミーのような慈善活動型SB/CBの抱える問題として、採算性というビジネス本来の課題や、政府等からの各種支援といった慈善活動における永遠のテーマが挙げられるが、地域住民の理解が何よりも不可欠である。残念ながら、メディアが報じるどころ心無い人々の悪意により、僅かな収益や資産が失われている。

まず、西豪州の日刊地方紙「ザ・ウェスト・オーストラリアン（The West Australian）」によれば、グッドサミー他、サルベーション・アーミー（Salvation Army）等の慈善活動型リサイクル品販売店¹²⁾の寄付品回収箱や店舗前に、とてもリサイクル販売ができそうもない衣類や家具、更にはゴミを捨てる等、悪質な好意の結果、それらの除去や撤去に、グッドサミーでは年間25万ドル程、サルベーション・アーミーでは、西豪州だけで年間110万ドル以上、豪州全体で600万ドルの負担が強いられているようだ。特にクリスマス時期直後にこのような不法投棄的行為が顕著になるようだ。100万ドルという金額は、20から30名のフルタイム労働者の年収、恵まれない人々への食事20万食、15から20台の車イスごと乗車できるワンボックス車の購入に相当する。

また、国営ABC放送（Australian Broadcasting Corporation）が報じるどころ、ブレスト・キャンサー・ファンデーション（乳がん基金）等のロゴを使用し、あたかも慈善活動を装ったリサイクル・ビンより衣料品等を回収し、営利目的で販売していた民間事業主のケースもあるようだ。豪州の法律上、一般企業がリサイクル・ビンを設け、衣料品を回収する事は合法であるが、このケースの場合、社会性よりも営利を目的として、慈善活動を装った為に連

12) グッドサミーと同様、収益を慈善活動に充てているSBとしては、オーストラリアン・レッドクロス（Australian Red Cross）やサルベーション・アーミー（Salvation Army）が挙げられる。

邦政府機関 ACCC（豪州競争消費者委員会 The Australian Competition and Consumer Commission）より指導を受けたという。SB/CB を考える際、NPO と異なり営利を得る事はビジネスとして必要な事ではあるが、地域社会への還元を欠く行為は許されない。違法性といった法律の尺度ではなく、倫理感に基づくモラルが最も問われる。

6. 結 び

統計資料の年次が統一していないので、あくまで参考程度だが、日本の人口1億2700万人のうち、15歳から64歳のいわゆる労働人口は、およそ8000万人（統計局、2012年）であり、重度を問わず、身体、知的、精神を含めた労働人口に相当する障害者数は430万人強（障害者白書平成23年版）と推測されるが¹³⁾、就労数は40万人弱（厚労省、2010年）であり、就労率は10%に満たない。他方、総人口2200万人のオーストラリアの障害者数が218万人で、就労率が54%であるという事は、110万人の障害者が雇用の機会を得ており、更にその内およそ68万人がフルタイムの雇用である。上記を踏まえるならば、オーストラリアは障害者雇用において日本とは比較にならないほど先進的であると言えるだろう。

その先進的なオーストラリアにおいて、活動拠点を主に西豪州パースとし、商品を地域住民から回収、その商品を障害者が修繕、そして販売に従事、その事業収益を障害者雇用の促進に充てるとする、GSIのSB/CB的ビジネスモデルは、日本において障害者の雇用の促進する上でも、参考とすべき点は多いと思われる。

GSIの2009年-2012年戦略的計画書（Strategic Plan 2009-2012）では、将来に向けた理念（Vision）を「障害者が自分で生活費を稼ぐ事で、自分の持てる底力、尊厳、そして芯の強さに歓喜し、当たり前前の生活を送る機会を得ること¹⁴⁾」としている。誕生から50年を迎えたグッドサミーだが、夢実現への挑戦はまだまだ続く。

参考文献

Australian Broadcasting Corporation, *Recyclers accused of posing as charities*, 2010,

<http://www.abc.net.au/news/2010-11-25/recyclers-accused-of-posing-as-charities/2351412>

Australian Bureau of Statistics, *4102.0 - Australian Social Trends, March Quarter 2012*,

[http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/4102.0 Main + Features 40 March + Quarter + 2012](http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/4102.0>Main+Features+40+March+Quarter+2012)

Australian Bureau of Statistics, *4159.0 - General Social Survey : Summary Results, Australia, 2010, LIFE SATISFACTION*,

13) 障害者白書平成23年版では、身体18歳～64歳（平成18年）：123万7000人、知的18歳～64歳（平成17年）：27万4300人、精神20歳～64歳（平成20年）：180万8000人として掲載されており、統一した年代・年齢階層ではないので、あくまで目安として筆者が累計を記載。

14) 原文：People with a disability will have the opportunity to participate in the mainstream of life enjoying the resources, dignity and inner strength that comes with earning a living（筆者意訳）。

- <http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Products/8D0713D229579D3CCA25791A0082C403>
 Australian Bureau of Statistics, *44300 DO 001_2009 Disability, Ageing and Carers, Australia: Summary of Findings, 2009*, Table 11,
[http://www.ausstats.abs.gov.au/Ausstats/subscriber.nsf/0/130C7F83B6FDF4C0CA2579A0000D55D9/\\$File/44300do001_2009.xls](http://www.ausstats.abs.gov.au/Ausstats/subscriber.nsf/0/130C7F83B6FDF4C0CA2579A0000D55D9/$File/44300do001_2009.xls)
- Australian Bureau of Statistics, *4446.0 – Disability, Australia, LABOUR FORCE, 2009*,
<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Lookup/4446.0main+features92009>
- Australian Bureau of Statistics, *6523.0 Household Income and Income Distribution, Australia – Detailed tables, 2009–10*,
<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Latestproducts/6523.0Main%20Features12009-10?opendocument&tabname=Summary&prodno=6523.0&issue=2009-10&num=&view=>
- Australian Bureau of Statistics, *8106.0 – Not-for-profit Organisations, Australia, 2006–07 (Re-Issue)*,
<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/mf/8106.0>
- Australian Disability Enterprises (The Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs), <http://www.australiandisabilityenterprises.com.au/>
- Australian JobSearch (Department of Education, Employment and Workplace Relations), *Disability Employment Services*, <http://jobsearch.gov.au/jobseekerinfo/pages/disability.aspx>
- Catapult (The Australian Broadcasting Corporation), *Starting out in social enterprise*,
<http://www.abc.net.au/catapult/basics/s2554740.htm>
- Centrelink (Department of Human Services), *Disability Support Pension*,
http://www.centrelink.gov.au/internet/internet.nsf/payments/disability_support.htm
- Cheryl Greene, Executive Assistant, Good Samaritan Industries (2012年3月メールにて質疑応答)
- Department of Education, Employment and Workplace Relations, *Jobs Fund Guidelines – Get Communities Working stream – Round 2*,
<http://www.deewr.gov.au/Employment/Documents/GCWGuidelinesRoundTwo.pdf>
- Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs, *National Disability Strategy 2010–2020*, p 44, 2010,
http://www.fahcsia.gov.au/sa/disability/progserv/govtint/nds_2010_2020/Pages/default.aspx
- Disability Employment Services (The Department of Education, Employment and Workplace Relations), *Disability Employment Broker Guidelines*,
http://www.deewr.gov.au/Employment/Programs/DES/Employer_Support/Documents/DisabilityEmploymentBrokerGuidelines.pdf
- Disability Employment Services (The Department of Education, Employment and Workplace Relations), *Disability Employment Services*, <http://www.deewr.gov.au/Employment/Programs/DES/Pages/default.aspx>
- Disability Employment Services (The Department of Education, Employment and Workplace Relations), *Disability Employment Services Fact Sheet*,
<http://www.deewr.gov.au/Employment/Programs/DES/Documents/DESFactSheet.pdf>
- Disability Employment Services (The Department of Education, Employment and Workplace Relations), *Disability Support Pension Employment Incentive Pilot*,
http://www.deewr.gov.au/Employment/Programs/DES/Employer_Support/Pages/DSPEmpPilot.aspx
- Disability Employment Services (The Department of Education, Employment and Workplace Relations), *Wage Subsidy Scheme Fact Sheet*,
http://www.deewr.gov.au/Employment/Programs/DES/Documents/WSS_FactSheet.pdf
- Good Samaritan Industries, <http://www.goodsamaritan.com.au>
- Good Samaritan Industries, *Annual Report 2010–2011*,
<http://www.goodsamaritan.com.au/Uploads/Downloads/gsi-annual-report-2010-11-300811.pdf>
- Minister's Media Centre (Education, Employment and Workplace Relations portfolio), *Government invests further in Social Enterprise, 2010*,

- <http://ministers.deewr.gov.au/stephens/government-invests-further-social-enterprise>
Minister's Media Centre (The Education, Employment and Workplace Relations portfolio), *Introduction to Social Business Australia Inaugural Lecture*, 2010,
- <http://ministers.deewr.gov.au/stephens/introduction-social-business-australia-inaugural-lecture>
Minister's Media Centre (Education, Employment and Workplace Relations portfolio), *Senator Stephens opens Social Business Australia Inaugural Lecture*, 2010,
- <http://ministers.deewr.gov.au/stephens/senator-stephens-opens-social-business-australia-inaugural-lecture>
Social Innovation (The Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs), *Innovation Fund*,
- <http://www.deewr.gov.au/Employment/JSA/Pages/InnovationFund.aspx>
Social Innovation (The Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs), *Jobs Fund*,
- <http://www.deewr.gov.au/Employment/pages/jobsfund.aspx>
Social Innovation (The Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs), *The Social Enterprise Development and Investment Fund (SEDIF)*,
- <http://www.deewr.gov.au/Employment/Programs/SocialInnovation/SocialEnterprise/Pages/SEDIF.aspx>
Social Traders, *Finding Australia's Social Enterprise Sector - Summary Report*, 2010,
- <http://www.socialtraders.com.au/finding-australia%E2%80%99s-social-enterprise-sector-summary-report>
The West Australian online, *\$1 m rubbish dumped on WA charities*, 2009,
- <http://au.news.yahoo.com/thewest/a/-/news/6633380/1m-rubbish-dumped-on-wa-charities/>
経済産業省, 『ソーシャルビジネス／コミュニティビジネスの推進』,
- http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/sbcb/index.html
共生社会政策 (内閣府), 『障害者白書 平成 17 年度版』,
- http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h17hakusho/zenbun/html/zenbun/honpen/chap01_01_01_01.html
厚生労働省, 『平成 22 年 障害者雇用状況の集計結果』,
- <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000v2v6.html>
総務省統計局, 『労働力調査 (基本集計) 平成 24 年 2 月分結果』,
- <http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.htm>
高木邦明, 『オーストラリアの障害者福祉 (6): 障害者福祉の変遷』, 鹿児島国際大学福祉社会学部論集 22(2), pp.1-18, 2003-10-29, <http://ci.nii.ac.jp/naid/110004632082>
- 竹田紘子, 『オーストラリア障害者差別禁止法 (DDA) における雇用上の「合理的調整 (Reasonable Adjustment)」と「過度の負担 (Unjustifiable Hardship)」: 雇用上の配慮と制約規程』, 北星学園大学大学院社会福祉学研究科北星学園大学大学院論集 10, pp.1-21, 2007-03,
- <http://ci.nii.ac.jp/naid/110006556593>
内閣府共生社会政策統括官障害者施策, 『平成 20 年度障害者の社会参加推進等に関する国際比較調査 第 4 部オセアニア第 2 章オーストラリア』, <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h20kokusai/>
- 中村陽一, 『さいたま市市民活動サポートセンター「NPO のあらたな可能性を探るセミナー 第一回『NPO は社会を変えられるのか? - 3・11 以後の社会デザインのなかで -』』, 2012 年 4 月 26 日
山本信二, 『さいたま市保健福祉局福祉部・部長 (2012 年 7 月に面会, 日本の障害者福祉政策について助言)』